2　前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

（削る）

二　（略）

三　その他参考となる事項を記載した書類

3　（略）

（心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となつた場合の届出）

第六条の二十の二　特定建築物調査員又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該特定建築物調査員が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、別記第三十七号の八の二様式による届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（準用）

第六条の二十三　第六条の十六の二、第六条の十六の三、第六条の十七第二項及び第三項並びに第六条の十八から第六条の二十一までの規定は、建築設備検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の十六の二	第十二条の二第二項第四号	第十二条の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の二第二項第四号
	調査等	検査等
（略）		
第六条の十七第二項第二号	第六条の九第十二号	第六条の十二において読み替えて準用する第六条の九第十二号
第六条の十七第二項第二号及び第三項	第十二条の二第一項第二号	第十二条の三第三項第二号
（略）		
第六条の二十第一項	別記第三十七号の八の二様式	別記第三十七号の八の二様式
第六条の二十の二	別記第三十七号の八の二様式	別記第三十七号の十二の二様式
（略）		

2　前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）

三　（略）

（新設）

3　（略）

（新設）

（準用）

第六条の二十三　第六条の十七第二項及び第三項並びに第六条の十八から第六条の二十一までの規定は、建築設備検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（新設）		
（略）		
第六条の十七第二項第三号	第六条の九第十二号	第六条の十二において読み替えて準用する第六条の九第十二号
第六条の十七第二項第三号及び第三項	第十二条の二第一項第二号	第十二条の三第三項第二号
（略）		
第六条の二十第一項	別記第三十七号の八の二様式	別記第三十七号の八の二様式
（新設）		
（略）		